仁戸名自治会　令和5年度定期総会

令和6年3月31日（日）

1．***振り込め詐欺***の被害が多発しています。**留守番電話機能**を使い、少しでも怪しい場合は本人に確認したり、知人・警察へ相談しましょう。

2．***空き巣や、忍び込み***に注意しましょう。高齢者や独居世帯に声を掛け合いましょう。ご近所同士、積極的に挨拶をしましょう。

3．毎月***第3日曜日は廃品回収***です。自治会の収入になります。

4．***町内活動***（公園清掃・自治会館清掃・防災訓練・ふれあいレクスポ・新年会・バス旅行など）に積極的に参加しましょう。日頃のご近所づきあいが災害時には大きな力となります。

5．***高齢者・独居世帯に***気を配りましょう。高齢者の世帯が困っていたら（枝落し、買い物、通院など）地区の社会福祉協議会の支援サービスがありますので、会長か民生委員までどうぞ。

6．***町を花で一杯に***しましょう。花を育て、ご近所づきあいのきっかけにしましょう。仁戸名自治会を誇れる町にしましょう。

7．***ごみを減らし***、子どもたちの未来につなぐ環境を考えましょう。プラスチック(PP、PE　製)の***ペットボトルキャップ***はごみステーションの小袋に、一杯になったら自治会館玄関右脇に置いてください。

8．玄関先の掃除や散歩のときなど、***子どもたちにおはよう、おかえり***の声かけを。学校セーフティウォッチャー(黄色い腕章)にご協力を。

9．***自治会に加入***しましょう。ごみステーション清掃、回覧、街灯電気代、公園清掃、道路や公園の整備申請などは自治会が担っています。

10．***大地震などで避難***する場合は、外の安全を確認してから、まず***第3公園へ。***仁戸名自治会の公共避難所は***「仁戸名小学校」***です。

11．***日本の伝統や文化を子どもたちに***伝えましょう。平和な暮らしは伝統・文化によって繋がって行きます。***祝日には国旗***を掲げましょう

総 会 次 第

1. 開会の言葉

2. 会長挨拶

3. 出席者数・議決数確認**（欠席者には、R5年度の班長さんが資料を届けてください）**

4. 書記選出

5. 議案審議

第1号議案　令和5年度活動報告

第2号議案　令和5年度収支決算報告、監査報告

第3号議案　令和6年度活動計画（案）

第4号議案　令和6年度予算（案）

第5号議案　令和6年度役員（案）

第6号議案　令和6年度防災会防災計画（案）

第7号議案　仁戸名自治会会則（案）

第8号議案　仁戸名自治会防災会規約（案）

参考　仁戸名自治会館管理規則・使用規定

参考　仁戸名自治会の歩み

参考　仁戸名自治会　班別世帯数状況

参考　仁戸名自治会　班マップ

参考　防災用品・備品目録

参考　班長の仕事

6. 新役員紹介

7. 新会長挨拶

8. 閉会の言葉

仁戸名自治会ホームページ　http://www.nitona.net

◇お願い・連絡事項◇

１．自治会内の清掃活動へ参加してください。

（毎月第２日曜日　石橋山：１～２回／年、自治会館：１～２回／年）

※班ごとの当番表は本資料の「活動計画」にあります。

２．毎月第３日曜日は廃品回収です。自治会の収入になりますのでご協力ください。（当日は業者が回収前に放送しながら巡回します。雨天中止の場合もありますので、必ず放送を確認後、自宅前（通りから見えるところ）かごみステーションに出してください）

３．訃報はまず班長へお知らせください。班長はご家族の意向（回覧希望）を確認し、希望する場合は速やかに自分の班に回覧し、１枚を会長まで届けてください。会長が他の班に回覧手続を行います。

４．このエリアの民生委員は【仁戸名自治会　n班：〇〇さん】です。

５．消火器、火災報知器を各世帯で設置しましょう。

家具の倒壊防止金具などの対策を講じましょう。

【社会福祉協議会「見守り活動事業」】　　平成27年度より

町内の高齢者や障害者をさりげなく見守る「見守り活動」があります。ご近所のボランティア希望者が「新聞・郵便受けが溜まっていないか」、「洗濯物が出し放しになっていないか」、「雨戸が閉まったままになっていないか」などの見守り活動を行うものです。

仁戸名自治会にも見守り希望者が複数人登録されています。本来は他所の人にお願いするのではなく、自治会の班のお付き合いでお互いがいたわり合い、自然な見守りがなされることが目指すべき姿です。 ※見守りを希望する方、ボランティアを引き受けてくれる方は自治会長までご連絡ください。

班長の決め方について【毎年、必ず数件の問い合わせがあります。班長の決め方については、自治会で定めていません。各世帯の事情に配慮して、助け合いの精神で、各班毎に話し合いで決めてもらっています。班は自治会活動ということより、お互いが安心して気持ちよく暮らす為の生活の基盤となるものです。ときには順番を代えるなど、弱者をいたわり、挨拶や回覧・自治会活動など、積極的にふれあい、お互いに理解しあうように努めましょう】

第1号議案

令和5年度活動報告

Ⅰ　自治会・防災会関係

1．会員動向：令和6年3月3日現在会員数　200世帯（アパート、マンションなどの集合住宅は除く）
　令和5年度新規入会：　4世帯（4班：1、15班：1、16班：2）
　令和5年度退会　　：　1世帯（11班：1）
　令和5年度弔事　　：　4件（4班：1件、6班：3件）

2．役員・班長会の開催
　定例会議の開催12回：（毎月第1日曜日（5月と1月は第2日曜日）、19時～、自治会館）

3．清掃活動の実施
　石橋山・自治会館清掃活動を下記のように各班1～2回／年実施しました。

＜石橋山＞

月日	担当班		参加人数		参加率%		備考
4月9日	4	5	9	7			
5月14日	6	7	8	16			
6月18日	9	10	10	9			
7月9日	11	12	9	7			
8月13日	13	14	9	14			
9月10日	15	16	11	4			
10月8日	1	3	7	3			
11月12日	4	5	5	2			
12月9日	6	7	11	14			
1月14日	9	10	8	15			
2月11日	11	12	7	8			
3月10日	13	14	8	13			

※石橋山の落ち葉はごみにせず、緑地内に戻しましょう。

（やがて腐葉土になり、土に還ります）

＜自治会館＞

月日	担当班		参加人数		参加率%		備考
4月9日	12	13	7	10			
5月14日	14	15	11	14			
6月11日	16	1	5	8			
7月9日	3	4	5	7			
8月13日	5	6	5	2			
9月10日	7	9	12	9			
10月8日	10	11	7	7			
11月12日	12	13	6	8			
12月10日	14	15	11	13			
1月14日	1	16	4	2			
2月11日	3	4	5	8			
3月10日	5	6	4	4			

4．町内環境の整備

・石橋山樹木枝落とし、倒木予見樹木の伐採（会長・千葉市公園管理課）
・石橋山花壇整備（仮払い機による除草 2 回、清掃当番、一部の有志）
・1 班・4班ごみステーションルール違反対策（千葉市より借用のカメラ監視・撤去）
・4班ごみステーション新設（業者と協議し、一区画内に造成後若干の移動予定）全16カ所
・第3公園樹木枝落とし（会長）
・石橋山土手の雑草刈払い（千葉市公園管理課）
・ペットボトルキャップ回収（ごみステーションに回収袋を設置し、班長が自治会館脇に持ち寄る）
・廃品回収（毎月第3日曜・12回）
・仁戸名第3公園　ブランコ交換工事中（千葉市公園管理課）
・4班宅地造成工事に伴う各種苦情対応
・4班宅地造成工事に伴う私道境界確認（自治会・業者・行政）
・4班宅地造成に伴う防犯街灯の移設（全73灯は変わらず）
・石橋山下～仁戸名坂を仁戸名小学校通学路として申請（R6 年度、グリーンベルト設置予定）
※アンケート集約を行った防犯カメラの設置について、維持経費の負担が大きいため見送り

5．寄付活動・地域行事への祝儀・参加（ふるさとまつり手伝い、ふれあいレクスポはお手伝いのみ）

・赤い羽根共同募金、千葉市を美しくする会、日赤募金、歳末たすけあい　各10，000円

6．仁戸名自治会館運営

（館長：〇〇さん、副館長：副会長、会計：五十嵐会長、会計監査：前年度会計）

7．仁戸名小学校セーフティウォッチャー協力

セーフティウォッチャー3名の登録を行い、14回の同伴下校を実施。

8．ごみステーションでのペットボトルキャップ回収

ペットボトル（金属を除く）キャップの回収を奨励しました（ゴミステーションに回収袋を設置奨励）
自治会館脇に集積し、千葉市が回収してリサイクルしています。（千葉市の引き取り　3回）

9．ふれあいレクスポ（地区レクレーション大会）→不参加（半日開催の為）

10．バス旅行（勝浦朝市→濃溝の滝→亀山ダム）　参加27名

11．門松カードの購入および各家庭への配布（2枚づつ）

12．新年会（感染症対策の為中止）

13．自治会研修会（感染症策の為中止）

14．行政事務委託（行政回覧・全戸配布）

15．毎月第3日曜日に資源回収（廃品回収）・・・今年度23，200円（3月10日現在）

16．地域クリーン活動（雨天の為中止）

17．自治会館の活用（パソコン教室、ダンス教室、シニア体操、ボッチャ、料理教室）

18．自治会ホームページ運営

19・アパートの自治会費徴収の促進（7 棟の管理会社と協議し、R6 年度より徴収実施、44 世帯分）

20．町内餅つきの試験実施（臼、杵、かまど、セイロなどの寄付品受け入れ）

21．1班の市道の終日一方通行申請検討（生活に支障がある為見送り、取り締まり要請実施）

22．会計監査　令和6年3月16日（会計は3月11日以降、次年度扱いとします）

Ⅱ　松ケ丘中学校地区町内自治会連絡協議会(連協)・地域運営委員会関係

月　日	行 事 名	場　所
令和5年4月16日(日)	地区内各種団体の総会	松ケ丘公民館
令和5年4月23日(日)	地区自治会連協研修会	自治会館
~~令和5年5月20日(土)~~	地区クリーンデー(雨天中止)	~~仁戸名小学校~~
令和5年6月2日(金)	地域運営委員会関係負担金納付	振込
令和5年8月6日(日)	地区自治会連協ブロック研修会	ひだまり
令和5年8月26・27日(日)	ふるさとまつり・片づけ手伝い	松ケ丘小学校
令和5年8月27日(日)	9都県市合同防災訓練	仁戸名小学校
令和5年9月10日(日)	地区　防災研修	松ケ丘小学校
令和5年9月24日(日)	地区敬老会手伝い	松ケ丘中学校
令和5年10月8日(日)	地区ふれあいレクスポ手伝い	松ケ丘中学校
令和5年10月29日(日)	地区見守り研修会	松ケ丘公民館
令和5年11月19日(日)	地区　防災訓練	松ケ丘小学校
令和5年12月9日(日)	地区自治会連協ブロック研修会	ひだまり
令和6年1月7日(日)	地区新年受賞祝賀会	松ケ丘公民館
令和6年2月11日(日)	地区　防災研修	松ケ丘小学校
令和6年2月18日(日)	仁戸名小学校避難所運営訓練	仁戸名小学校
令和6年3月3日(日)	地区見守り研修会	松ケ丘公民館

Ⅲ　第16地区　防災・防犯・環境関係

1. 防災・防犯関係のパンフレットを回覧ならびにポスターの掲示
2. 避難所用寄付品受け入れ
   ① 布団セット(10組)
   ② トイレセット(1，000回分)
   ③ 餅つき道具(石臼、杵、セイロ、かまど)
   ※洗濯機、冷蔵庫、応接セット、ポータブルトイレ、は過去に寄付受け入れ済
3. 防災・その他　備品目録の作成(本資料の最後に添付)
4. カセットガスボンベ式発電機の動作確認
5. 夜間パトロール(青パト)
   1名(会長)が登録し、年8回実施。

★班長貸与消火器の回収、廃棄
各世帯の消火器の設置が進んできましたので、班長に預けていた消火器は2020年をもって自治会での管理を終了しました。(新規の交換はしません)
(不要になった消火器は、自治会館玄関に置いてください)

Ⅳ 仁戸名自治会館関係

1．消防関係

①消防用設備等の点検実施・届出　　※本年度　実施せず

②消防訓練の実施　　令和5年2月4日（班長会議にて実施）

2．設備修繕・清掃、その他

① 感染症対策（除菌アルコール設置、各種注意書き掲示）

② 内外の清掃活動、除草・枝落とし　　毎月第2日曜（自治会の班ごとの輪番）

③ 消耗品の補充（トイレットペーパー、掃除機集塵パックなど）

④ 会館周囲の除草剤散布（会長　2回）

⑤ 1階床板の補修を業者に見積もり依頼（約38万円）

⑥ 2階屋根補修（無償）

※1階トイレ（男女とも）床の排水が詰まっているので、水洗いは禁止。

3．その他

① 会計監査　　令和6年3月16日（会計は3月11日以降、次年度扱いとします）

② 自治会館の避難所指定について

令和2年12月、千葉市地域避難施設認定を受けました。

※災害時に避難所として使用された場合、千葉市に連絡すれば物資配給の対象になります。

○自治会館土地借用契約（3年ごと）　　千葉市（無償）

・・・

平成23年4月～

平成26年4月～

平成29年4月～

令和2年（2020年）4月～

令和5年（2023年）4月～

○自治会館火災共済（5年ごと）　　千葉県火災共済協同組合（248，750円）

・・・

平成25年7月24日～

平成30年（2018年）7月24日～

令和5年（2023年）7月24日～

「ご近所」は・・「ご近助」

令和５年度収支決算報告書

1．収入の部

科　目	今年度予算額	今年度決算額	増減額	摘　　要
前年度繰越金	983,455	983,455	0	現金¥0　預金¥983,455
自治会費	480,000	499,800	19,800	2,400(R5特別会費)×196世帯、他途中入会
活動費	200,000	81,000	△ 119,000	バス旅行(3,000)、~~新年会(2,000)~~　個人負担分参加費
事務補助金	80,000	80,500	500	一般事務協力費、日赤、共同募金補助金
資源回収補助金	35,000	23,200	△ 11,800	千葉市収集業務課（廃品回収）
防犯灯補助金	155,000	131,400	△ 23,600	電気料金の75%、修理費の８０～８５%
防災会補助金	0	0	0	
市民の森補助金	100,000	150,000	50,000	千葉市公園管理課より（石橋山清掃）
自治会普通預金利息	15	11	△ 4	㈱京葉銀行 普通預金（2回）
防災会普通預金利息	0	0	0	㈱京葉銀行 普通預金（自治会と統合済、閉鎖予定）
		0	0	
雑収入	0	0	0	
計	2,033,470	1,949,366	△ 84,104	

2．支出の部

科　目	今年度予算額	今年度決算額	増減額	適　　用
活動費	400,000	245,995	154,005	バス旅行、~~１６地区運動会、新年会~~
役員活動費	71,000	71,000	0	会長3万円、副会長5千円×3、会計5千円、班長3千円×7
負担金	410,000	393,750	16,250	千葉市森林組合、地区地域運営委員会、自治会館
防犯灯電気料金	210,000	204,715	5,285	防犯灯電気代
防犯灯修繕費	0	0	0	LED化により支出なし
事務費	45,000	65,766	△ 20,766	班長会議・総会資料コピー代、事務用品、コピー機（中古）
会議費	20,000	0	20,000	~~班長会議、総会お茶代~~
渉外費	5,000	6,000	△ 1,000	連協研修会費
寄付金	40,000	40,000	0	日本赤十字社、共同募金、千葉市を美しくする会、歳末助け合い
慶弔費	12,000	9,000	3,000	香典
環境整備費	100,000	172,691	△ 72,691	石橋山、自治会館清掃謝礼（ゴミ袋）、ごみステーション整備、他
防災会運営費	20,000	0	20,000	防災用品（寄付品：トイレセット1,000回分）
予備費(繰越金)	700,470	0	700,470	
計	2,033,470	1,208,917	824,553	

3．令和５年度決算金処分

収入金額	1,949,366
支出金額	1,208,917
差額残金	740,449

以上の差額残金を次年度に繰り越します。

内訳　現金　　0 円　　会長

　　預金　740,449 円　　会計

4．令和５年度監査報告

令和５年度の会計について帳簿ならびに関係書類をいずれも適正に処理され正確であることを報告します。

2024/3/16　　会計監査

令和5年度 仁戸名自治会館運営収支会計決算報告書

（令和5年3月16日～令和6年3月10日）

収入の部

項目	予算金額	決算金額	増減金額	摘要
前年度繰越金	3,777,008	3,777,008	0	預金＋現金
会館運営費	240,000	235,200	△ 4,800	100円×12ヶ月×196世帯
会館使用料	60,000	18,000	△ 42,000	令和5年4月～令和6年3月
預金利息	30	28	△ 2	
収入合計	4,077,038	4,030,236	△ 46,802	

支出の部

項目	予算金額	決算金額	増減金額	摘要
電気料金	160,000	142,252	17,748	東京電力（従量、低圧）
ガス料金	12,000	10,130	1,870	東京ガス
水道料金	25,000	20,858	4,142	千葉県水道局
下水道料金	0	0	0	（水道料金に統合）
防災関係費	0	0	0	
改修修理費	10,000	0	10,000	
管理費	75,000	253,750	△ 178,750	火災共済（5年契約）
運営雑費	10,000	0	10,000	消耗品は、自治会会計に計上
支出合計	292,000	426,990	△ 134,990	

収支計算

収入合計	4,077,038	4,030,236	△ 46,802	
支出合計	292,000	426,990	△ 134,990	
収支決算額	3,785,038	3,603,246	△ 181,792	

預金	3,300,003	
現金	303,243	
合計	3,603,246	（翌年度繰越金）

監査結果

上記について関係帳簿及び証拠書類等を監査した結果、事実に相違ないことを確認しここに報告します

令和6年3月16日

会計監査

会計

館長

仁戸名自治会館使用（申し込み）状況（令和5年度）

月	1階ホール	2階大広間	2階8畳和室	2階6畳和室	合計使用回数	入金額
4月	13				13	2,000
5月	13				13	6,000
6月	12	1			13	
7月	12				12	
8月	13				13	
9月	12				12	
10月	12				12	8,000
11月	13				13	
12月	13		1		14	2,000
1月	11				11	
2月	12				12	
3月	13	3			16	
合計	149	4	1	0	154	18,000

※自治会使用（無料貸し出し）も見含みます。

※使用実績ではなく申し込み回数を表示しています。（使用中止したものも含みます）

第3号議案

令和6年度 活動計画（案）

Ⅰ 自治会関係

1. 定例役員班長会の開催：毎月1回（曜日と時間は第1回班長会議で決定）
2. 町内環境整備の実施（防犯灯の維持管理、ごみステーションの整備、ごみ削減への取り組み＝ペットボトルキャップ回収、など）
3. 防災活動の推進（防災訓練、避難所訓練、研修会等への参加、備品・備蓄品の購入、他）
4. バス旅行、新年会、研修会、餅つき、自治会館活用事業等の住民交流活動の実施
5. 松ケ丘中学校地区各種行事への参加（ふるさとまつり、ふれあいレクスポ、敬老会、学校セーフティウォチャー、防犯パトロール、地区合同清掃活動、新年祝賀会、新春マラソン大会、子ども会連絡会行事、など）
6. 仁戸名自治会館運営（同好会、各種教室などの奨励）
7. 石橋山清掃・花壇整備、自治会館清掃の実施

   （清掃実施の班は前もって班長が回覧（できるだけ個別配布をお願い）で周知します。

   毎月第二日曜日（石橋山については雨天の場合は次週に順延）

   各班の実施日は次頁の通りですので、全員の参加をお願いします。
8. 廃品回収の実施（千葉市資源回収補助対象）

   H24年度に山鳩子ども会から事業を引き継ぎ、千葉市に回収団体登録を行っています。

   自治会の収入になりますので、皆さんのご協力をお願いします。

   毎月第3日曜日の朝9時までに自宅前（大通りから見えやすい場所）かごみステーションに出してください。

   荒天の場合は中止。当日、回収前に業者が案内放送をしながら巡回します。

   （注意：中止の場合、放送は無し。翌日月曜日1回に限って延期。やはり巡回放送あり）
9. 高齢者・独居世帯の把握と扶助対策の検討（高齢者見守り制度の利用呼びかけなど）
10. 町内会ホームページの運用（各種連絡事項、活動の紹介、防犯・防災情報など）
11. 各種申請・要望事項のとりまとめ

    ・道路補修、カーブミラー設置、防犯街灯設置、ゴミステーション設置、など。
12. 行政事務委託（回覧・配布・アンケート実施など）
13. 町内環境整備の促進（植栽・美化・衛生、ごみ出しルール徹底など）
14. 子ども会活動、高齢者福祉活動への協力
15. 自治会館整備（1階床板の張り替え）
16. アパートなどの集合住宅の加入促進

※自治会館を利用したサークル活動・同好会発足を推進します。

（ガーデニング、旅行・歩こう会、カラオケ、写真、パソコン、料理教室・・・）

令和6年度予定

1. パソコン教室　2. シニアリーダ体操　3. ダンス教室　4. ボッチャ　5. 料理教室

石橋山清掃活動：第２日曜日　９時～（雨天は次週に順延）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
１班		●							●			
３班		●							●			
４班			●							●		
５班			●							●		
６班				●							●	
７班				●							●	
９班					●							●
10 班					●							●
11 班						●						
12 班						●						
13 班							●					
14 班							●					
15 班	●							●				
16 班	●							●				

自治会館清掃活動：第２日曜日　９時～（雨天実施）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
１班					●							●
３班						●						
４班						●						
５班							●					
６班							●					
７班	●							●				
９班	●							●				
10 班		●							●			
11 班		●							●			
12 班			●							●		
13 班			●							●		
14 班				●							●	
15 班				●							●	
16 班					●							●

※第１回清掃まで日がありません。４月１４日（日）の当番班（１５・１６班、７・９班）はご注意ください。

※石橋山の落ち葉はごみにせず、緑地内に戻しましょう。（やがて土に還ります）

Ⅱ　仁戸名自治会館関係

１．貸出管理、会計管理

自治会館利用の申し込みは館長にお申し込みください。（別紙　自治会役員の頁を参照）

２．消防・防災管理（防火設備点検）

３．設備の保全・清掃管理

自治会館清掃活動を行うときは、入り口にある注意事項を参照して下さい。

「行動」は・・「考動」

第4号議案　　令和6年度 仁戸名自治会 収支予算書(案)

1．収入の部

科　目	6 年度予算	5 年度決算	増減	摘　　要
前年度繰越金自治会	740,449	983,455	△ 243,006	
自治会費	760,000	499,800	260,200	3,600 円×200 世帯+アパート
活動費	160,000	81,000	79,000	バス旅行,新年会,餅つき 参加費
事務補助金	80,000	80,500	△ 500	一般事務協力費、他
資源回収補助金	20,000	23,200	△ 3,200	千葉市収集業務課（廃品回収）
防犯灯補助金	170,000	131,400	38,600	電気料金の 75%　他
防災会補助金	0	0	0	
市民の森補助金	150,000	150,000	0	千葉市公園管理課（石橋山清掃）
自治会普通預金利息	10	11	△ 1	㈱京葉銀行 普通預金（2 回）
防災会普通預金利息	0	0	0	R3 年度 自治会予算へ併合
	0	0	0	
雑収入		0	0	
計	2,080,459	1,949,366	131,093	

2．支出の部

科　目	6 年度予算	5 年度決算	増減	適　　用
活動費	360,000	245,995	114,005	バス旅行,運動会,新年会,餅つき
役員活動費	71,000	71,000	0	会長 3 万,副 5 千,会計 5 千,班長 3 千
負担金	400,000	393,750	6,250	森林組合、地区地域運営、自治会館
防犯灯電気料金	210,000	204,715	5,285	防犯灯電気代
防犯灯修繕費	0	0	0	LED 化により支出なし
事務費	50,000	65,766	△ 15,766	コピー代、事務用品
会議費	20,000	0	20,000	班長会議・他お茶代
渉外費	6,000	6,000	0	連協研修会費、他
寄付金	40,000	40,000	0	日赤、共同募金、美しくする会、歳末
慶弔費	12,000	9,000	3,000	香典
環境整備費	150,000	172,691	△ 22,691	清掃謝礼（ゴミ袋）、他
防災会運営費	20,000	0	20,000	防災用品
予備費(繰越金)	741,459	740,449	1,010	
計	2,080,459	1,949,366	131,093	

令和6年度 仁戸名自治会館 収支予算書(案)

収入の部

項目	R6予算	R5決算	増減	摘要
前年度繰越金	3,603,246	3,777,008	△ 173,762	預金＋現金
会館運営費	240,000	235,200	4,800	100円×12ヶ月×200世帯（自治会より）
会館使用料	20,000	18,000	2,000	令和６年４月～令和７年３月
預金利息	28	28	0	
収入合計	3,863,274	4,030,236	△ 166,962	

支出の部

項目	R6予算	R5決算	増減	摘要
電気料金	150,000	142,252	7,748	東京電力（従量、低圧）
ガス料金	11,000	10,130	870	東京ガス
水道料金	21,000	20,858	142	千葉県水道局
下水道料金	0	0	0	※水道料金に統合
防災関係費	0	0	0	
改修修理費	380,000	0	380,000	１階床板張り替え
管理費	45,000	253,750	△ 208,750	防火設備点検、謝礼（セブンイレブン）
運営雑費	10,000	0	10,000	消耗品、他
支出合計	617,000	426,990	190,010	
繰越金	3,246,274	3,603,246		

第5号議案　　令和6年度･仁戸名自治会役員(案)

役職	担当班	所属班	名前	備考
会長		11班		
副会長	1～6 班(環境係)	4 班		
副会長	7～11 班(会館係)	10班		
副会長	12～16 班(会館係)	12班		
会計		14班		
会計監査		7班		
顧問				
自治会館館長		14班		
自治会館会計		11班		

班長･副班長　　◎印は毎月の役員班長会に出席する代表

班 名	班長氏名	備考	副班長氏名	備考
1				
4		副会長		
~~2~~				
3				
5				
6				
7				
~~8~~				
9		副会長		
10				
11				
12		副会長		
13				
14		会計		
15				
16				

仁戸名自治会防災会防災計画（案）

1．目的

この計画は、仁戸名自治会防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2．計画事項

この計画に定める事項は次のとおりとする。

（1）防災組織の編成及び任務分担に関すること。
（2）防災知識の普及に関すること。
（3）防災訓練の実施に関すること。
（4）情報の収集・伝達に関すること。
（5）出火防止、初期消火に関すること。
（6）救出救護に関すること。
（7）避難誘導に関すること。
（8）給食・給水に関すること。

3．防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

会長
- 1 ～ 6班副会長：情報　班長（情報の収集・伝達）
  　　：消火　班長（消火器等による消火）
- 7 ～11班副会長：救出救護　班長（負傷者の救出救護）
  　　：避難誘導　班長（住民の避難誘導等）
- 13～16班副会長：給食・給水班長（給食・給水活動）

＊班員は各班の班長とし、副会長が不在の場合は、班長が任務を代行する。

4．防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次の防災知識普及を行う。

（1）普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

ア 防災組織及び防災計画に関すること。
イ 地震・火災・水害等についての知識に関すること。
ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
オ その他防災に関すること。

（2）普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

ア 広報誌・パンフレット・リーフレット・ポスター等の配布
イ その他の方法

（3）実施時期

火災予防運動期間・防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行う。

5．防災訓練

大地震等の災害に備えて、消火・避難・救出救護等が迅速かつ的確に行われるようにするために、次により防災訓練を実施する。

（1）訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

（2）個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

ア　消火訓練

イ　避難訓練

ウ　救出・救護訓練

エ　その他訓練

（3）総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

（4）訓練実施計画

訓練の実施にあたっては、役員会でその目的、実施要領等を事前に確認する。

（5）訓練の時期

訓練は原則として防災関係機関の協力のもとに、春季及び秋季の火災予防運動期間中、並びに防災の日に実施する。

6．情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報の収集・伝達を　次により行う。

（1）情報の収集伝達

*情報班員*は、地域内の災害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認められる情報を地域内住民、防災関係機関等へ伝達する。

（2）情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、テレビ・ラジオ・有線電話・携帯電話・伝令等による。

7．出火防止及び初期消火

（1）出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため毎月１日を「防災の日」とし、各家庭においては主として次の事項について点検整備する。

ア　火気使用設備器具の整備およびその周辺の整理整頓状況

イ　可燃性危険物品等の保管状況

ウ　消火器等消火機材の整備状況

エ　その他建物等の危険個所の状況

（2）初期消火

消火班員は地域内に火災が発生した場合は、迅速に初期消火に協力する。

8．救出救護

（1）救出救護活動

救出救護班員は建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じた場合は、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

（2）医療機関等への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

ア　ジェイコー千葉病院

イ　千葉東病院

（3）防災関係機関の出勤要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出勤を要請する。

9．避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

（1）避難誘導の指示

千葉市長の避難命令がでたときまたは、***防災会会長***が必要があると認めたときは、***防災会会長***は***避難誘導班***に対し避難誘導の指示を行う。

（2）避難誘導

避難誘導班員は、防災会会長の指示に基づき、地域住民を避難地に誘導する。

（3）避難路及び避難地

1次避難地は仁戸名第3公園とし、災害の状況によって以下の避難所を適宜利用する

ア　避難路：大網街道経由

イ　避難所：千葉市指定は仁戸名小学校。（状況に応じて自治会館も利用する）

10. 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

（1）給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食料、地域内の家庭または米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

（2）給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

令和6年度・仁戸名自治会防災会役員名簿（案）

役 職 名	氏　名	備考
会　長		
情報班長 消火班長		自治会副会長
救出救護班長 避難誘導班長		自治会副会長
給食・給水 班長		自治会副会長
幹　事		

※毎年の予算に備品、備蓄品予算を計上する。また防災訓練、避難所訓練などを行う。

近い将来、大規模な震災が発生するという前提に立ち、現実的な防災行動ができるよう、班長会議の中で随時協議を行い、その進捗状況は随時回覧などにて会員に報告するものとする。また、その協議の中で早急な防災装備の充足の必要性が認められた場合は、予算の執行を行えるものとする。

仁戸名自治会会則（案）

（名称）

第1条　本会は仁戸名自治会と称し、事務所を会長宅におく。

（目的）

第2条　本会は会員お互いの親睦をはかり、清潔で明るい住み良い町を作りもって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（会員）

第3条　本会の会員は地域内の会費を納めた世帯の居住者を以って構成し、班長を各班から1名選出する。ただし、役員班長会への出席者は構成世帯の状況により隣接する班と合体して年度当初に代表を選出することができる。

第4条　第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 相互扶助に関すること。
2. 防災活動に関すること。
3. 保健衛生に関すること。
4. 保守自警に関すること。
5. その他目的達成に必要と認める事項。

（役員）

第5条　本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
補欠の任期は前任者の残期間とする。
会長：1名
副会長：3名(うち、1名が環境衛生部長を兼任、2名が自治会館役員を兼任)
会計：1名　（H30.4.1 改定）
会計監査：1名

（役員の任務、選出）

第6条　1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
3. 会計は会長の指示を受け、会計を処理する。
4. 会計監査・部長は会長の指示を受け、任務を遂行する。
5. 各役員は**役員班長会で推薦し**総会において~~選出の~~承認を得るものとする。(R6.4.1 改定)
6. 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長の要請により会長経験者が就任し、会長の要請により会議などに出席する。

（会議）

第7条　1. 本会の会議を定期総会、臨時総会、役員会、役員班長会の4種類とする。定期総会、臨時総会は会の最高意思決定会議とする。
2. 会議は会長が招集し、会長が議長となる。その決議は過半数の同意を以て成立する。賛否同数の場合は会長がこれを決する。
3. 定期総会は毎年1回4月に開き、当該年度の事業報告および決算の認定、翌年度の事業計画及び予算の決定、その他を審議する。総会は会員の過半数の出席をもって成立する。
4. 臨時総会は必要と認めるときまたは会員の3分の1以上から請求があったとき、会長が招集する。
5. 役員会は役員の過半数の出席を以て開会し、会の運営その他必要事項を審議する。
6. 役員班長会は総会を代行する実質の会務執行会議とする。役員と班長の過半数の出席を以て開会し会の運営その他必要事項を審議、議決する。総会議案の審議もこの会議で行う。

（会計）

第8条　1．本会の経費は会員の会費および寄付金、その他収入を以てこれに当てる。
2．本会の会費は1世帯につき月額300円、うち100円は自治会館運営費に充当するものとし、年額3，600円を班長が年度当初に集金し会計に納入する。但し、途中入会、途中退会が見込まれる場合については月割りで納入することができる。
3．既納の会費は理由の如何を問わず返戻しないものとする。
4．本会の会計は毎年3月に行う会計監査の翌日に始まり会計監査日で終わる（H29.4.改定）
5．バス旅行については、自治会から~~バス代金相当~~経費の半額相当を補助する。（R4.4.1 改定）
6．地区運動会については、弁当・おやつ代を自治会から全額補助する。（R2.4.1 追加）
7．新年会については、自治会から半額相当を補助する。（R2.4.1 追加）
8．**個人で行った**自治会運営に関わるコピー・印刷代金はモノクロA4用紙1枚あたり5円として自治会に請求できる(R4.4.1 追加、R6.4.1 改定)
9．繰越金は 1 年分の会費収入相当金額を目安に運営することとする。（R4.4.1 追加）

（防災組織）

第9条　1．本会の下部組織として防災会を設置する。
2．防災会は「防災会規約」ならびに「防災会防災計画」によって活動する。
3．防災会の役員は自治会役員ならびに班長とし、会計は自治会会計に含むものとする。

附則

1．この会則は昭和36年6月より実施する。
2．本会則に定めるものの他本会運営についての必要事項は役員班長会の決議を得て会長が定める。
3．会員及びその家族が逝去した場合、弔意として香料3，000円を供える。
4．火事見舞い1戸当たり5，000円を見舞金とする。
5．役員に対して活動費を支払う。（年額）
会長：30，000円　（H28.4.1 改定）
副会長：5，000円　会計：　5，000円　班長：　3，000円

（個人情報保護）

第10条　1．本会の会員は知り得た個人情報を公開・譲渡・漏えいしてはならない。
個人情報とは、住所・氏名・電話番号・生年月日・メールアドレス・家族構成・マイナンバーその他のプライバシー情報をいう。

第11条　1．本会は、別途定める「仁戸名自治会館管理運営規定」に基づき、<u>仁戸名~~合同~~自治会館</u>を管理運営する。（H29.4.1 追記）（H30.4.1 改定）

改訂
昭和62年3月28日一部改定　平成13年12月1日一部改定
平成17年4月　9日一部改定　平成18年　4月8日一部改定
平成19年4月　7日一部改定　平成21年　4月4日一部改定
平成22年4月　3日一部改定　平成23年4月　2日一部改定
平成24年3月31日一部改定　平成25年3月30日一部改定
平成27年3月28日一部改定　平成28年4月2日一部改訂
平成29年4月1日一部改訂　平成30年4月1日一部改訂
令和2年4月1日一部改訂　令和4年4月1日一部改訂
令和6年4月1日一部改訂

仁戸名自治会防災会規約（案）

（名称）
第1条　この会は、仁戸名自治会防災会（以下「本会」という）と称する。
（事務所の所在地）

第2条　本会の事務所は仁戸名自治会会長宅に置く。

（目的）
第3条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被災の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）
第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）防災に関する知識の普及に関すること。
（2）地震等に対する災害予防に関すること。
（3）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等、応急対策に関すること。
（4）防災訓練の実施に関すること。
（5）防災機材等の備蓄に関すること。
（6）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）
第5条　本会は、仁戸名自治会内にある世帯をもって構成する。

（役員）
第6条　本会に、次の役員を置く。
（1）会　長（仁戸名自治会会長が兼務）　1人
（2）副会長（仁戸名自治会副会長が兼務）　3人
（3）幹　事　　若干名
2　~~役員は、会員の互選による。~~（R6.4.1　削除）
3　役員の任期は1年とする。だたし、再任することができる。

（役員の任務）
第7条　会長は本会を代表し、会務を総括し地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2　副会長は、会長を補佐し会長が不在の時はその職務を行う。
3　幹事は、役員会の構成員となり会務の運営にあたる。

（会議）
第8条　本会に、総会及び役員会を置く。

（総会）
第9条　総会は、全会員をもって構成する。
2　総会は、毎年1回仁戸名自治会総会に併せて開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3　総会は、会長が召集する。
4　総会は、次の事項を審議する。
（1）規約の改正に関すること。

（2）防災計画の作成及び改正に関すること。
（3）事業計画に関すること
（4）その他、総会が特に必要と認めたこと。
５　総会は、その他付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）
第10条　役員会は、会長・副会長・幹事によって構成する。
２　役員会は、次の事項を審議し実施する。
（1）総会に提出すべきこと。
（2）総会により委任されたこと。
（3）その他役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）
第11条　本会は、地震等による被害防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
２ 防災計画は、次の事項について定める。
（1）地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
（2）防災知識の普及に関すること。
（3）防災訓練の実施に関すること。
（4）地震等の発生時における情報の収集伝達・出火防止・初期消火・救出救護及び避難誘導に関すること。
（5）その他必要な事項

（会費）
第12条　本会の会費は、仁戸名自治会費に含むものとする。

（経費）
第13条　本会の運営に関する経費は、自治会費その他の収入をもってこれにあてる。

付則
この規約は、平成13年12月1日から実施する。

令和6年4月1日一部改訂

仁戸名自治会館管理規則

第1条　この規則は、仁戸名自治会館の管理に関する事項を定める。

第 2 条　この会館は、仁戸名自治会館（以下「会館」という。）と称する。

第 3 条　この会館は、~~主として小沢台自治会、笹見沢町内会、~~仁戸名自治会~~及び仁戸名住宅自治会~~の会員の相互連絡と研修、親睦を図るために使用することを目的とし、 冠婚葬祭にも利用することができる。

第 4 条　この会館の運営については、運営委員会（以下「委員会」という。）を構成~~し、各町内自治会より2名の委員を選出する。但し、仁戸名住宅自治会は1名の委員と~~する。

第 5 条　委員会の委員は次のように定め、分担する。
館長1名、副館長2名、会計1名、監査~~2~~1名、防火管理者1名。
館長、副館長、会計及び監査、防火管理者は、委員の互選とする。

第 6 条　委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第 7 条　この会館の維持管理に必要な経費は、各町内自治会会館運営負担金並びに会館使用料、補助金及び寄付金をもって運営する。

第 8 条　会計年度は、毎年度4月1日から翌年3月31日（或いは監査日）までとする。

第 9 条　年度末に委員会において決算報告を行い、各町内自治会に報告する。

第 10 条　委員会は必要の都度開催するものとし、委員会は館長が招集する。

第11条　清掃担当自治会はそれぞれの責任において、防火管理・自主点検を行うものとする。清掃日は原則として毎月第2日曜日の午前中に行うものとし、その時間帯を休館とする。

第12条　この規則の改正は、委員会において行うものとする。

・この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
・この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。
・この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

以上

仁戸名自治会館使用規程

第１条　この会館を使用するときは、本規程の定めるところによる。

第２条　この会館の使用に際しては、概ね使用3日前までに所定の申込み用紙　に必要な事項を記入して館長に提出し、その承認を得るものとする。

第3条　公序良俗に反する会合及びこの会館の使用目的に反すると思われる会合には、承認を与えない。

第4条　使用中、建物、備品等を損傷又は紛失した場合は、弁償しなければならない。

第5条　使用者は、下記の事項を遵守しなければならない。

1. 建物、備品等の共有財産を損傷しないようにすること。
2. 特に火気の取り扱いに注意し、防災に務めること（ガスの元栓を閉めること。）。
3. 使用時間を守り、特に夜間使用者は、近隣住民に迷惑をかける行為をしないこと。
4. その他館長の指示に従うこと。

第6条　使用者は、使用開始及び終了のときは必ず館長に届け出るものとする。

第7条　会館の使用時間は、原則として午前9時より午後9時30分までとする。

第8条　会館を使用するときは、別表1に定める使用料を徴収する。

第9条　使用料は、申込みと同時に館長あて納入する。但し、使用を中止した場合は、使用料を返還する。

第10条　会館の使用は、申込み順とする。但し、第8条の使用の場合は話合いで変更でき、又緊急を要する使用の場合は、変更することがある。

別表1　使用料金表

使用箇所		種　別		原則・3H／回	延長・1H当り
使用料金	1階ホール 2階大広間	A	会員	1，000円	250円
		B	会員以外	2，000円	500円
		C	会員※	500円	130円
	2階和室 1室当り	A	会員	500円	130円
		B	会員以外	1，000円	250円
		C	会員※	500円	70円

※自治会主催行事・会議は無料とする。
※Cは、自治会の婦人会・老人会クラブ・子ども会行事とする
＊延長は基本的に2Hまでとするが、館長の判断によりさらに延長も可能とする。
調理場使用料金1回当り500円（料理教室等調理場を使用しながら他の部屋を使用する場合）

付　則（制定・改正・改定履歴等）

・制定　昭和60年4月1日・この改正規定は平成19年5月1日より施行する
・改正　平成元年3月31日　　・改正　平成8年4月1日
・改定　平成14年4月1日・改定　平成15年４月１日
・改定　平成29年４月１日　　以上

仁戸名自治会の歩み

	年	会長	世帯数	自治会費(円)	会館建設積立(円)	備考	ﾊﾞｽ旅行他
1	昭和 36 年 6 月		42	50		自治会設立	
2	昭和 37 年 4 月		50	50			
3	昭和 38 年 4 月		50	50			
4	昭和 39 年 4 月		67	70			
5	昭和 40 年 4 月		86	70			
6	昭和 41 年 4 月		95	70			
7	昭和 42 年 4 月		88	70		ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ大会準優勝	
8	昭和 43 年 4 月		96	70			新舞子浜
9	昭和 44 年 4 月		106	70			興津海岸
10	昭和 45 年 4 月		106	70			興津海岸
11	昭和 46 年 4 月		108	100			興津海岸
12	昭和 47 年 4 月		108	100			
13	昭和 48 年 4 月		115	100			
14	昭和 49 年 4 月		132	100			
15	昭和 50 年 4 月		126	130	20		
16	昭和 51 年 4 月		123	150	20		
17	昭和 52 年 4 月		133	170	30		
18	昭和 53 年 4 月		122	170	30	緑自治会を合併	
19	昭和 54 年 4 月		166	170	30		
20	昭和 55 年 4 月		179	170	30		
21	昭和 56 年 4 月		166	170	30	石橋山市民の森完成	
22	昭和 57 年 4 月		163	170	30		
23	昭和 58 年 4 月		191	220	30	仁戸名団地入居開始	
24	昭和 59 年 4 月		189	220		自治会館完成(以後自治会費に管理費 50 円を含む)	
25	昭和 60 年 4 月		195	250			
26	昭和 61 年 4 月		207	250			
27	昭和 62 年 4 月		220	250			
28	昭和 63 年 4 月		220	250			

	年	会長	世帯数	自治会費(円)	会館建設積立(円)	備考	ﾊﾞｽ旅行他
29	平成元年 4 月		238	250		16 地区体育大会 3 位入賞	
30	平成 2 年 4 月		238	250		市長より 30 周年の感謝状を受賞、総務庁統計局長より感謝状受賞(国勢調査)	
31	平成 3 年 4 月		265	250			ﾏｻﾞｰ牧場
32	平成 4 年 4 月		252	250			葛西臨海水族館
33	平成 5 年 4 月		251	250			大原ｵﾚﾝｼﾞﾗﾝﾄﾞ
34	平成 6 年 4 月		247	250			宗吾霊堂他
35	平成 7 年 4 月		262	250		国勢調査	房総の村他
36	平成 8 年 4 月		257	250			犬吠崎
37	平成 9 年 4 月		257	250			花の美術館他
38	平成 10 年 4 月		253	250			
39	平成 11 年 4 月		250	250			
40	平成 12 年 4 月		250	250		国勢調査	新年会
41	平成 13 年 4 月		256	250		防災会の設立	新年会
42	平成 14 年 4 月		253	250		婦人会解散	新年会
43	平成 15 年 4 月		253	250		市長から自治会館運営に対する感謝状を受賞	新年会
44	平成 16 年 4 月		249	250			新年会
45	平成 17 年 4 月		243	300		自治会館管理費 100 円に値上げ。国政調査 市長から 5 年の会長活動に対する感謝状受賞	新年会
46	平成 18 年 4 月		235	300		厚生年金社宅廃寮	新年会
47	平成 19 年 4 月		228	300		森ハイツ・セントラルハイツ入居者退会	新年会
48	平成20年 4 月		227	300			新年会
49	平成21年4月		226	300		石橋山緑地（仮称）が都市公園として完成	新年会
50	平成22年4月		224	300		国勢調査・消火器交換	新年会
51	平成23年4月		221	300		浄化槽跡宅地化、調整池跡宅地化、第 3 公園前宅地化（川戸町）	新年会
52	平成24 年4月		207	300		アパートは個別加入へ	バス旅行・新年会

	年	会長	世帯数	自治会費(円)	会館建設積立(円)	備考	バス旅行他
53	平成25年4月		212	300		川戸町新住宅編入	バス旅行・新年会
54	平成26年4月		214	300		防災発電機購入	バス旅行・新年会
55	平成27年4月		214	300		国勢調査・防災講習	バス旅行・新年会
56	平成28年4月		210	300		7班分割新9班結成・自治会館単独運営・防犯灯LED化・非常用トイレセット購入	バス旅行・新年会
57	平成29年4月		205	300		竜神渓谷バス旅行 保存飲料購入 地区レクスポ3位入賞	バス旅行・新年会
58	平成30年4月		201	300		11・12班合併、17班消滅(川戸町へ)	バス旅行・新年会
59	平成31年4月		209	300		11・12班分離	バス旅行・新年会
60	令和2年4月		205	300		国勢調査 新型コロナまん延	中止
61	令和3年4月		196	300		7班・8班合併	中止
62	令和4年4月		199	100		新型コロナ自粛	中止
63	令和5年4月		195	200		勝浦鴨川バス旅行 レクスポ不参加、新年会・研修会中止	餅つき(試し)
64	令和6年4月		200	300		アパート会費徴収開始 自治会館1階床板張り	

仁戸名自治会世帯数（令和6年3月10日現在）

班名	世帯数	備考
1	15	
欠番		H26 年度 2 班と 3 班を合併
3	10	
4	9	
5	11	
6	12	
7	20	令和 3 年度　7 班と 8 班を合併し、新7班とした
欠番		
9	9	
10	19	
11	13	
12	10	平成30年度　11 班と合併 平成 31 年度再び分離
13	15	
14	21	
15	20	
16	16	
欠番		平成30年度　15班と合併（川戸町住所は退会）
合計	200	

仁戸名自治会班マップ　　2021年4月

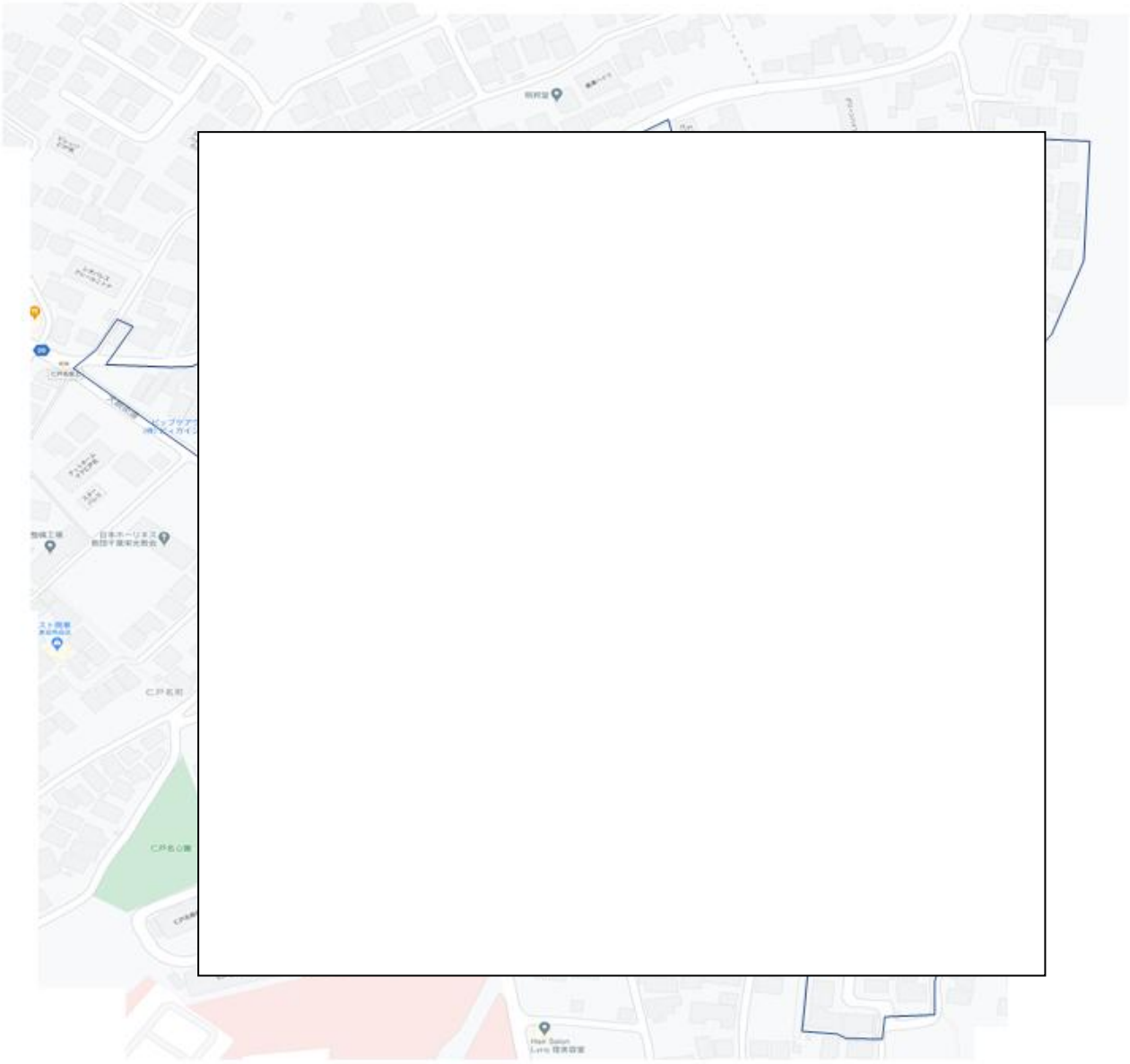

仁戸名自治会　防災用品･備品　目録　　Ｒ６年３月現在

物品名	年度		備考
防災備蓄倉庫	Ｈ２５年度	２０１３年度	
カセットガスボンベ式発電機	Ｈ２６年度	２０１４年度	１台
ー（なし）	Ｈ２７年度	２０１５年度	
非常用トイレセット	Ｈ２８年度	２０１６年度	３００セット
チェーンソウ	〃	〃	１台
保存用飲用水	Ｈ２９年度	２０１７年度	２Ｌ×６０本、２０２３年１月期限
テント	Ｈ３０年度	２０１８年度	２張
〃	Ｒ１年度	２０１９年度	上記と同型　２張
仮払い機	Ｒ２年度	２０２０年度	１台
ー（なし）	Ｒ３年度	２０２１年度	
寝袋（二人用）	Ｒ４年度	２０２２年度	５セット（１０人分）
噴霧器	〃	〃	１台（除草剤用）
電動ノコギリ	Ｒ５年度	２０２３年度	１台
布団（寄付品受け入れ）	Ｒ５年度	２０２３年度	10 組
災害用トイレセット（袋、薬剤）	Ｒ５年度	２０２３年度	100 回×10 箱（役所→仁小　寄付品）
コピー機	Ｒ５年度	２０２３年度	中古購入（複合プリンタ）

令和6年3月31日（日）

班長の仕事　令和6年度の班長さんへ

1．各種周知事項

① 令和5年度班長から令和6年度班長への引継ぎ

・総会（3月31日）までに、それぞれの班で実施してください。

回覧版、各種申込用紙、訃報の用紙、会費領収書、入会申込書など

用紙がない場合は、会長まで連絡願います。

・消火器について。令和2年度から班長宅への設置をしないことになりました。まだ使える（有効期限内の）ものは次の班長さんへ引継ぎを推奨しますが、不要の場合は自治会館の玄関脇に置いてください。

② 班長会議

毎月第1日曜日の19時（夜7時）～自治会館にて。特に毎回の案内はしません。

但し、1 月と5月だけは第2日曜日とします。（班長会議で都度お知らせ）

③ 自治会館予約窓口・・・館長　〇〇さん　電話：nnn－nnnn

④ 回覧の回し方

通常は班長会議で配布します。

7 班、14 班、15 班は世帯数が多く、班を二つに分けて回覧する為、2部づつ配布します。

臨時の回覧については、＜会長⇒副会長⇒班長⇒会員世帯＞とします。

令和6年度　副会長

1～6班：［　　班　　］、7～11班：［　　班　　］、12～16班：［　　班　　］

⑤ 新規入会・退会の取り扱い

入会：入会申込書と3月までの月割会費を会長まで、退会：口頭で会長まで

⑥ 廃品回収

毎月第3日曜日、9時頃に巡回放送、10時までにごみ置き場か自宅前に目立つように出してください。古着は濡れないようにしてください。

少雨実施。巡回放送がなければ中止と考えてください。

⑦ 石橋山、自治会館の清掃当番（毎月第2日曜日）

当番の割り当て日程は総会資料を参照のこと。

荒天による順延は、その時の当番の判断に任せます。

毎月の班長会議で、次の当番班へ石橋山倉庫・自治会館の鍵と参加者名簿ファイルを引き継ぐ。

班長さんはできるだけ事前に各世帯に参加依頼文をポスティングしてもらいたい。

裏面へ→

★年度初回の4月14日（日）の当番（石橋山：15・16班、自治会館：7・9班）
通常は班長会議で次の当番へ引継ぐが、1 月と5月だけは班長会議が清掃日と同じ第2日曜日の夜なので、**12月と4月の当番は、清掃が終了次第、次月の当番へ引継いでください。**

2. 訃報の取り扱い

① 班内で訃報が発生したら、班長は喪主さんに家族葬か否か、自治会全体回覧の希望があるかを確認します。回覧を希望する場合は「訃報」の用紙に記入し、速やかに自分の班内を回覧します。同時に会長宅へ1部を届けてください。（回覧を希望しない場合も、会長だけには電話などで知らせてください。）回覧する場合、会長は必要部数をコピーし副会長経由で回覧します。コピーが必要な場合はセブンイレブンなどでコピーし、領収書（レシート）を貰い次回の班長会議で会計と清算してください。

② お通夜又は告別式には、できるだけ各班長がお香典（3、000円）をもって参列し、会計に報告して清算してください。

③訃報の回覧用紙は、前班長から引き継いでください

3. 会費徴収のお願い

班ごとに＜300円×12カ月＝3，600円／1世帯＞全世帯に領収書を渡して集金し、6月2日の班長会議を締め切りとして会計へ納めてください。また最新世帯状況を確認し班名簿を訂正のうえ、6月2日の班長会議に提出してください。年度途中で退会する場合は、返金しません。年度途中で入会する場合は、3月末までの月割計算となります。

4. 各種書式用紙の配布（不足している場合は会長に申し入れしてください）

入会案内、会費領収書、訃報など。
清掃当番の案内は、各班でそれぞれ作成してもらっています

5. ゴミステーションのペットボトルキャップの回収袋が一杯になったら、自治会館の玄関脇の置き場まで持ち寄ってください。

6. 新規転入世帯があった場合、自治会加入を勧めてください。

※防犯街灯の管理・電気代の支払い、ゴミステーションの管理、石橋山の管理、回覧などは自治会が行っています）

◎第1回班長会議

3月31日（日）18時からの総会終了後、自治会館にて

令和6年度　会計 | 班 |

令和6年度自治会長 | 班 | 携帯 |

以上。